

○ 特別受益の持戻しを免除する遺言

遺 言 書

遺言者東山太郎は、この遺言書により次のとおり遺言する。

遺言者東山太郎は、長男東山一郎に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日開業資金として金〇〇〇万円を贈与してあるところ、同人の努力にもかかわらず営業不振の状態にあることを考え、遺言者の相続に関し、共同相続人の相続分を算定する場合、特別受益としての贈与の持戻しを免除する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎印

※ 作成の要点

- 持戻しの免除がない場合、贈与額を相続財産に加えて共同相続人の相続分が算定され、長男はその相続分から贈与額を控除されることになります。